

岩手県告示第49号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成22年1月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）申請のあった年月日 平成21年12月21日
- （2）申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人岩手県就労支援事業者機構
 - イ 代表者の氏名 木川田典彌
 - ウ 主たる事務所の所在地 盛岡市内丸8番20号
- （3）定款に記載された目的 本機構は、犯罪者や非行少年（更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 2（1）申請のあった年月日 平成21年12月24日
- （2）申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人圭和会
 - イ 代表者の氏名 伊藤和恵
 - ウ 主たる事務所の所在地 盛岡市長橋町3番47号
- （3）定款に記載された目的 この法人は、高齢者・障害者に対して福祉に関する事業を行い、自らの尊厳を保持し、生き生きとした心豊かな地域社会の構築に寄与する事を目的とする。
- 3（1）申請のあった年月日 平成21年12月25日
- （2）申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人フラット寺町
 - イ 代表者の氏名 利府充
 - ウ 主たる事務所の所在地 盛岡市名須川町18番5号
- （3）定款に記載された目的 この法人は、地域住民とりわけ障がいを持った方々に対して、地域生活を送るために必要な支援及び社会参加を促進するための諸事業を行うと共に、地域住民や関係機関、企業などと連携し地域の価値の再発見を行い、すべての人々が安心して健やかに誇りを持って暮らせる地域社会づくりと社会福祉の増進に寄与することを目的とする。